

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

遺産の再分割は贈与税の対象

Q：亡父の遺産を相続人間で話し合い分割協議を行ないました。

それに伴い相続税の申告納税も済ませましたが、相続人の一人が取り分をめぐって、再分割を求めてきました。

遺産の再分割を行なった場合、取り分が減った者は「更正の請求」をすれば税金が返ってくるのでしょうか。

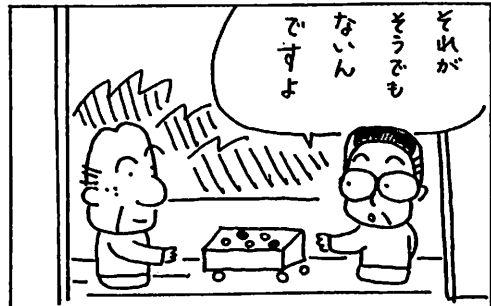
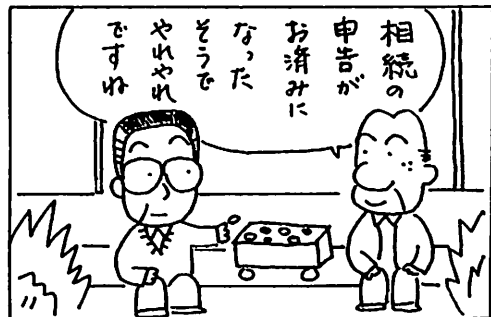
A：遺産は、遺言により分割が禁止されていない限り何時でも共同相続人全員の協議によって分割することができます。

しかし、いったん有効に遺産が分割されれば相続開始の時にさかのぼって効力が生じ、その遺産はその分割により取得した人のものになります。

当初の遺産分割に無効あるいは取消しを主張できるような瑕疵（かし）がある場合は別ですが、遺産の再分割により取得した財産は、実際的に相続人間において贈与が行なわれたものであって相続により取得したものとはならないのです。

よって、ご質問の場合は当初の遺産分割が有効であれば、その再分割により、相続人の中に実質的な取り分が減少する人があっても、相続税の更正の請求はできないこととなります。

なお、この場合には贈与税の課税関係が生ずることになります。



あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。